

郵送による申告の受付

※早めの郵送(2月中)にご協力ください。

- 申告書に必要事項を記載した書類を同封し、切手を貼って税務課宛に郵送してください。
- 申告書のほか必要書類(控除証明書類等)を同封してください。
- 公民館での預かりは行いません。郵送するか役場受付の日程に合わせて会場にお越しください。
- 農業・漁業・不動産等がある方は収支内訳書が必要となります。

▼ 郵送先 (切り取ってお使いください。)

904-0492

恩納村字恩納2451番地

恩納村役場 税務課 御中
(申告書在中)

※記載内容や書類に不備がある場合は、確認の電話やお呼び出し、書類を返送することがあります。

※ご自身での作成が難しい方は、税理士への委託や青色申告会に作成指導を受けるなどもご検討ください。

**添付資料は、1月末に届く申告書同封資料をご確認ください。
申告書類の整理や控除申請に必要な証明書の準備もお早めに!**

※内容が変更となる場合があります。ホームページで最新の情報をご確認ください。

※申告期間は、申告の対応やお問い合わせが増えますので事前にお問い合わせください。 **お問い合わせ:税務課 ☎966-1206**

所得の申告を忘れずに!

国民健康保険税は申告などを基に所得の判定を行っています。申告がない場合、適切な課税がされません。また、下記のような軽減・減免を受けることができません。所得のない人も申告しましょう。

○入院したときの食事代の標準負担額

○70歳以上75歳未満の人の自己負担割合

○高額療養費の自己負担限度額

○保険税の所得割額、軽減措置 など

国民健康保険医療費通知のお知らせ

あなたとご家族の皆さんが病気やケガのため病院・診療所などで受診されたとき、その医療費がどのくらいかかり、その支払いはどのようにになっているかを知っていただくとともに健康管理の大切さと、国民健康保険事業に対するご理解をいただくためのものです(年3回:8月、1月、3月)。

医療費通知は所得税の医療費控除の申告手続きで医療費の明細書としても使用することができます。ただし、11月~12月受診分については、医療機関などからの領収書に基づき作成した医療費控除の明細書を申告書に添付してください。

お問い合わせ:健康保険課 ☎966-1217

1月

村県民税第4期の納付月となっています。
納め忘れのないようお願いします。

※口座振替日は納期限と同日です。
前日までに残高確認をお願いします。

納期限 1月31日(金)

お問い合わせ:税務課 ☎966-1206

恩納村役場における旅券発給申請手続きに係る書類の紛失について

この度、1名分の旅券発給申請書類一式が、紛失していることを確認いたしました。

申請書に関して、役場外に書類が流出した可能性は低く、誤って裁断処理を行った可能性もある状況です。現在、紛失による影響の報告はありません。

今後、このような事態が起きないよう、事務フローを見直し、個人情報 の適正な取り扱いに関する意識向上を図るため、全職員に対して教育指導を行ってまいります。

この度の件に対して、謹んでお詫び申し上げます。

※詳細につきましては、村ホームページに掲載しております。